

測結果に十分信頼性がある」とした表現には無理があるため、記載表現を見直すこと。

- (3) 予測結果は環境基準を達成しているが、環境基準と同値であることから、工事を進めるにあたっては、必要に応じて事業予定地近傍の常時観測局における大気の測定結果に配慮すること。

2 風害について

- (1) 供用後の事後調査において、予測結果を大きく上回る影響が確認された場合には、植栽以外の環境保全措置についても検討し、可能な範囲で実施する計画であることを記載すること。
- (2) 防風植栽で使用する針葉樹については、歩行者の安全確保のため、下枝等の管理に十分配慮することなどについて記載すること。

3 水質について

工事中に揚水する地下水を沈殿処理した後の沈殿物について、その性状や含有物質を十分に把握し、必要に応じて産業廃棄物として処理する等の処置についても記載すること。

4 地盤沈下について

地下水の揚水によって周辺施設への影響が生じる可能性も否定できないことから、既往文献による把握だけでなく、工事期間中における透水係数や貯留係数の確認を実施するなど、地盤沈下対策等に万全を期す旨を記載すること。

5 電波障害について

電波障害に係る環境保全措置の検討について「適切な対策」とあるが、現時点で想定できる具体的な対策について記載すること。

6 植栽計画について

- (1) 事業予定地周囲の植樹にあたっては、当該事業における東西南北の沿道空間の考え方に基づき、事業計画の熟度に応じた設計において、最も適切な樹種を選定する旨を記載すること。
- (2) 樹種を選定にあたっては、防風対策に適した種を採用すること、高木になり枝が広がる信号機等の障害となるものは植樹位置に注意すること、歩行者の視点での低木や地被植物を採用すること、鳥類の建物や自動車等との衝突を未然に防止するため、鳥類が好んで集まるような実のなる樹種については極力避けるなど、植栽計画には十分な配慮を行うこと。

7 生態系等にかかる環境保全に対する基本的な考え方について

事業内容に係る自然環境（市街地の小緑地）について、「植栽には多様な種の導入を検討する」、「多様な生息環境を保全する」、「地域を特徴づける生態系を保全する」と記載されてい

るが、本事業の特性、事業予定地及びその周辺の状況から勘案すると、環境保全に対する基本的考え方としては適切ではないと考えられる。

したがって、「北海道、札幌という地域を特徴づける視点」、「都会、市街地の環境に適した自然」という観点から、可能な限り在来種の採用や、都会において自然を意識できるような場の創造等を考慮し、関連個所の記載について修正を行うこと。

8 景観について

建物周囲に設置予定の辻広場3か所は、本建物における景観形成の重要な核となることから、現時点で想定している内容について、基本となるコンセプト等を記載すること。